自営業に従事する保護者の就労証明書の作成者と添付資料について ＊証明者欄…就労証明書右上の「証明日」～「記載者連絡先」

自営業主ですか？

いいえ → 勤務先が就労証明書を作成
※自営業者の従業員として就労している場合も含む。

はい ↓

法人格はありますか？（株式会社・合同会社等）

はい → ご自身または法人の担当者が就労証明書（証明者欄＊を含むすべて）を作成

いいえ ↓

○開業届を提出済の場合
ご自身で就労証明書（証明者欄を含むすべて）を作成＋**開業届の写しを添付**

○開業届未提出の場合
ご自身で就労証明書（証明者欄を含むすべて）を作成＋**下記のいずれかの書類の写しを添付**
【確定申告書（第一表のみ）※2ページ目参照、営業許可証】
※提出いただいた書類で事業を行っていることが確認できない場合は追加書類の提出を求めることがあります。

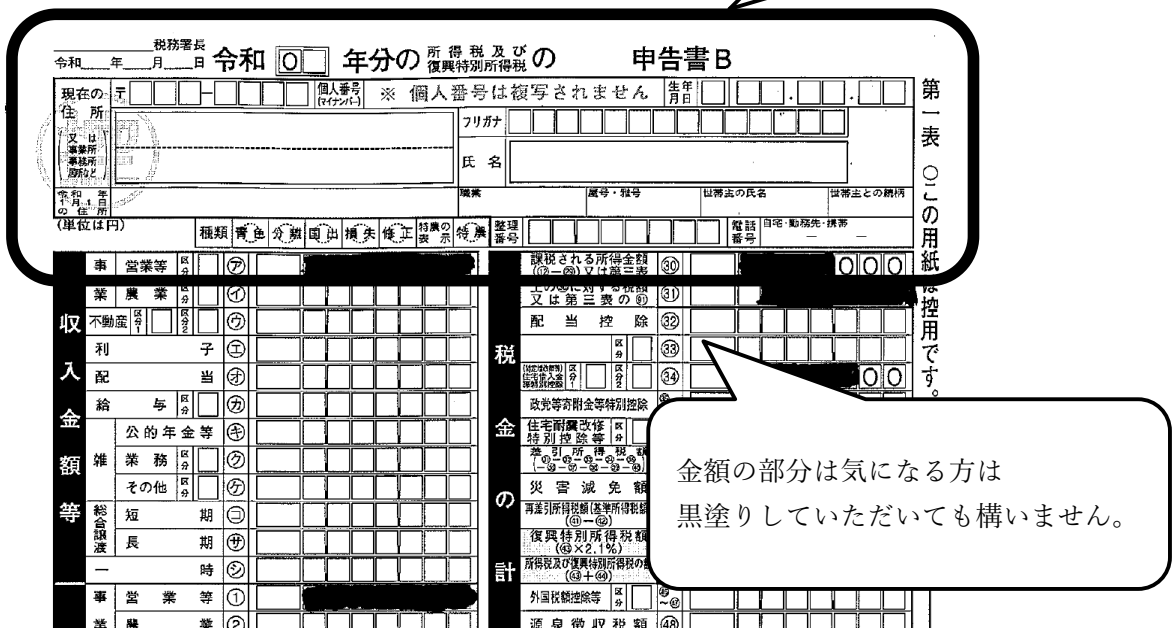
○主要取引先等第三者がいる場合
ご自身で就労証明書の証明者欄以外を作成＋**取引先等にて証明者欄を記入**
※取引先の法人格の有無は問いませんが、屋号の記入が必要です。（個人名での証明・法人格の無い親族の証明は不可）
例）○ラーメン田中　×田中　太郎

上記以外
保育が必要であると認められませんので、特別な事情がある場合はこころんクラブまでご相談ください。

【確定申告書控えの提出方法】

確定申告書控えは第一表のみ提出してください。
申告する前のものは、使用できません。

枠内の情報が記載されているものを
ご準備ください。
（職業欄が空欄の場合は
受付できない場合があります。）



書類についてのご質問等ございましたら、こころんクラブへお問い合わせください。